

楽たす振込及び楽たす給与振込サービス利用規約

第1条（目的）

本楽たす振込及び楽たす給与振込サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます。）は、株式会社ミロク情報サービス（以下「当社」といいます。）が定めた「bizsky 利用規約」及び「MJS サービス等利用規約」（総称して以下「bizsky 規約」といいます。）に基づき、当社が提供する振込事務代行サービスの利用条件及び同サービスを利用するお客様と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条（定義）

1. 本利用規約における用語の定義は、次項その他本利用規約に別段の定めがあるものを除き、bizsky 規約において定める定義に従います。
2. 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めに従います。
 - (1) 「申込者」とは、お客様を代表又は代理して本サービスの利用を申し込む（bizsky）管理者（bizsky 規約に定義される「管理者」のこと。以下同じとします。）を意味します。なお、本サービスの利用申込みと同時に本サイト（bizsky 規約に定義されます。以下同じとします。）の会員登録をする場合、申込者が自動的に（bizsky）管理者となります。
 - (2) 「お客様」とは、当社と本サービス利用契約を締結する個人事業主又は会社その他の法人、組合若しくはこれらに準ずる事業体を意味します。
 - (3) 「担当者」とは、お客様が承認者を通じて本サービスを利用する担当者として指定し、当社の定める手続きに従って担当者として登録された単数又は複数のユーザーを意味します。
 - (4) 「承認者」とは、お客様が承認者を通じて担当者の中から選定し、当社の定める手続きに従って承認者として登録された単数又は複数の担当者を意味します。なお、本サービスの利用開始時は、申込者が自動的に承認者となります。
 - (5) 「確認コード」とは、本サービスのそれぞれについて、申込者がその利用を開始するために最初に本サービスサイト内のお客様専用ページにログインする際に必要となるパスワードを意味します。
 - (6) 「本サービス」とは、本総合振込サービス及び本給与振込サービスの（文脈に応じて）双方又はそれぞれを意味します。
 - (7) 「本総合振込サービス」とは、当社が「楽たす振込」の名称で提供するサービスであって、お客様が行う給与（賞与を含みます。以下同じとします。）以外の支払いのために、お客様からの振込依頼情報とお客様が自らの振込資金専用口座に入金した必要資金により、当社が、お客様から委託を受けて、お客様のために、お客様の振込事務を代行するサービスを意味し、本入力代行サービスを含みます。
 - (8) 「本給与振込サービス」とは、当社が「楽たす給与振込」の名称で提供するサービスであって、お客様が行う自らの従業員に対する給与の支払いのために、お客様からの振込依頼情報とお客様が自らの振込資金専用口座に入金した必要資金により、当社が、お客様から委託を受けて、お客様のために、お客様の振込事務

を代行するサービスを意味します。

- (9) 「本入力代行サービス」とは、本総合振込サービスに関連して当社が「請求書丸投げプラン」の名称で提供するサービスであり、お客様が当社に振込事務を委託しようとする支払いに係る情報を記載した請求書その他の証憑をお客様から受領し、当該証憑をスキャンして生成した当社指定フォーマットの画像データを本サービスサイト内のお客様専用ページにアップロードするとともに、当該証憑に記載された情報に基づく振込情報を当該お客様専用ページに入力・登録したうえ、お客様に当該証憑を返送する本総合振込サービスのオプションサービスをいいます。
- (10) 「本サービスサイト」とは、本サービスのそれぞれについて、当社が本サービスを提供するために開設するウェブサイトの意味します。
- (11) 「本サービスサポート」とは、本サービスのそれぞれについて、その利用方法に関するお問い合わせを本サービスサイト上のお問い合わせフォーム又はチャットにより受け付け、電子メール又はチャット（ただし、当社がその任意の裁量により緊急性が高いと判断した場合には、電話を含みます。）により回答するサポートサービスを意味します。
- (12) 「本サービスマニュアル」とは、本サービスのそれぞれについて、本サービスサイト経由でアクセス可能な本サービスの利用方法に係るマニュアル（スタートガイド、Q&A集、その他名称を問いません。）であって、随時更新されるものを意味します。本サービスマニュアルの内容は、本利用規約の一部を構成するものとします。
- (13) 「本サービス利用契約」とは、本サービスのそれぞれについて、その利用に係るお客様と当社との間の契約を意味し、本利用規約及び bizsky 規約の内容を含みます。
- (14) 「本サービス個別契約」とは、個々の振込事務について、第 6 条に基づくお客様による申込み及び第 8 条に基づく当社による承諾によって成立する個別の委託契約を意味します。
- (15) 「振込事務」とは、お客様が振込事務を委託した振込依頼情報を振込実施金融機関に対して送信するとともに、お客様から委託された送金資金である振込資金専用口座内の振込資金から、振込依頼情報に基づく振込みを実施するよう振込実施金融機関に依頼する事務をいいます。
- (16) 「振込情報」とは、本サービスのそれぞれについて、お客様が当社に振込事務を委託する個別の支払いを特定するために、本サービスサイト内で当社の定める方法及び手続きにより個別の支払情報を入力・登録した電子データであって、支払先、振込先口座、請求金額、振込金額その他当社が必要とする情報が含まれるものを意味します。
- (17) 「確定振込情報」とは、本サービスのそれぞれについて、振込情報を振込予定日ごとの振込データとして確定するために、お客様が本サービスサイト内で当社の定める方法及び手続きにより振込情報に振込予定日を付与した電子データを意味します。なお、確定振込情報に含まれる振込予定日は、銀行営業日に限るものとします。
- (18) 「承認振込情報」とは、本サービスのそれぞれについて、第 6 条第 3 項に従ってお客様が承認者を通じてその支払いを承認した確定振込情報を意味します。

- (19) 「振込依頼情報」とは、本サービスのそれぞれについて、第 6 条第 4 項に従ってお客様が当社にその振込事務を委託した承認振込情報を意味します。
- (20) 「振込実施金融機関」とは、当社がお客様の振込事務を代行する際に、振込の実施を依頼する金融機関をいいます。
- (21) 「振込資金」とは、本サービスのそれぞれについて、特定の振込予定日の振込依頼情報に表示される振込金額の合計額を意味します。
- (22) 「必要資金」とは、本サービスのそれぞれについて、特定の振込予定日の振込依頼情報に表示される振込件数に応じた手数料及びこれに係る消費税等と、当該振込依頼情報に係る振込資金との合計額を意味します。
- (23) 「手数料」とは、本サービスのそれぞれについて、当社が代行する振込事務の対象となる振込 1 件ごとに発生する料金を意味します。手数料の金額は、当社が別途定めて本サービスサイト内のお客様の事業所情報画面内に掲載するものとします。
- (24) 「手数料等」とは、本サービスのそれぞれについて、お客様が当社に対して支払う本サービスの対価であって、手数料、返金手数料、組戻手数料及び入力代行手数料を意味します。手数料等の金額は、これに係る消費税等を含みません。なお、金融機関の振込手数料の値上がり、諸経費の値上がりその他理由の如何を問わず当社が任意の裁量により相当と判断したときは、当社は、本サービスサイトへの掲載その他の方法でお客様に通知することにより、手数料等を改定することができます。
- (25) 「返金手数料」とは、本サービスのそれぞれについて、当社が本利用規約に基づいて振込資金の全部又は一部をお客様が指定する返金用口座に返金する際に発生する料金を意味します。返金手数料の金額は、本総合振込サービスの手数料と同額とします。
- (26) 「組戻手数料」とは、本サービスのそれぞれについて、当社が振込事務を代行したにもかかわらず振込エラーによる組戻しを行う際に発生する料金を意味します。組戻手数料の金額は、当社が別途定めて本サービスマニュアル又は本サービスサイトに掲載するものとします。
- (27) 「入力代行手数料」とは、本入力代行サービスの対象となる請求書その他の証憑 1 件ごとに発生する料金を意味します。入力代行手数料の金額は、当社が別途定めて本サービスマニュアル又は本サービスサイトに掲載するものとします。
- (28) 「振込資金専用口座」とは、本サービスのそれぞれについて、振込実施金融機関に開設され、お客様が必要資金を入金するお客様専用の口座として当社がお客様毎に割り当てる振込専用口座を意味します。振込資金専用口座は、本サービスサイトのお客様専用ページにログインした際に確認することができます。なお、振込資金専用口座に入金された資金については利息を付さないものとします。
- (29) 「返金用口座」とは、本利用規約に基づき当社がお客様に対して振込資金の全部又は一部を返金する場合の返金先の口座としてお客様が指定するお客様名義の預貯金口座を意味します。
- (30) 「銀行営業日」とは、銀行法に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日を意味します。
- (31) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税を意味します。

第3条（適用関係）

1. 本サービスは、本総合振込サービスと本給与振込サービスのそれぞれが別個独立のサービスとして、bizsky 規約に定める「本個別サービス」の1つであり、本サービスサポートは、bizsky 規約に定める「本サポート」の1つです。また、本利用規約及び本サービスマニュアルは、本サービス及び本サービスサポートに関し、bizsky 規約に定める「個別利用条件」を構成し、本サービス利用契約は、bizsky 規約に定める「個別契約」となります。
2. 本利用規約及び本利用規約に基づく本サービス利用契約の締結は、bizsky 規約及び bizsky 規約に基づき締結された本基本契約の効力に影響を及ぼすものではなく、bizsky 規約は、前項に従い、本サービス及び本サービスサポートに適用されます。また、本サービス及び本サービスサポートには、当社が提供する本個別サービスについて定めた「MJS サービス等利用規約」が適用されます。
3. 前項にかかわらず、本サービス及び本サービスサポートについて、bizsky 規約と本利用規約（本サービスマニュアルを含みます。）との間に明示的に抵触する部分がある場合、当該部分については、本利用規約が優先して適用されます。
4. 当社は、本サービス利用契約に基づき、お客様に本サービスを提供するものとし、本サービス利用契約は、本サービス個別契約に共通して適用されます。

第4条（本サービス利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、申込者を通じて、本サービスサイトの利用申込画面内で、当社の定める方法及び手続きにより、本サービスの利用申込を行います。利用申込にあたり、お客様は、当社に対し、お客様の本店所在地又は住所、代表者名、電話番号、業種、法人番号（お客様が法人である場合に限り）、ホームページ URL、振込先に表示する振込依頼人名、緊急連絡先、返金用口座の口座情報、当社が別途定めるオプションサービス（もしあれば）の選択その他当社が必要とする情報（本サービスの利用申込みと同時に本サイトの会員登録をする場合には、会員登録に必要な情報を含みます。）を送信するとともに、お客様の本人確認書類の写し（お客様が個人事業主である場合に限り）その他当社が指定する必要書類を、当社指定フォーマットの画像データによりアップロード又は当社指定の住所宛てに郵送します。ただし、当社は、本総合振込サービス又は本給与振込サービスのいずれかを利用しているお客様が他方の本サービスの利用を申し込む場合その他当社が別途定める場合、本項に定める利用申込の方法及び手続きの全部又は一部を省略又は緩和することができるものとします。
2. 前項の利用申込を行うことをもって、お客様は、本利用規約のほか、申込画面上に表示される本サービス及び本サービスサポートに係る利用条件に同意したものとみなされます。
3. 第1項の利用申込を受けた場合、当社は、当社の基準に従って本サービスの利用の可否を審査のうえ、申込者宛ての電子メールにより、諾否を通知します。
4. 当社は、前項の審査の結果、本サービスの利用を認める場合、確認コードを発行し、申込者に対し、確認コードを記載した書面を、お客様の本店所在地又は住所宛ての書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法、その他当社が別途定める方法により、確認コードを通知します。ただし、当社は、本総合振込サービス又は本給与振込サービスのいずれかを利用しているお客様が他方の本サービスの利用を申し込む場合その他当社が別途定める場合、本項に定める確認コードの通知を省略し又は通知の方法若

- しくは手続きの全部若しくは一部を省略若しくは緩和することができるものとします。
5. 前項の通知が申込者に到達した時点（前項ただし書きに基づき確認コードの通知を省略した場合には、別途当社が申込者に本サービスの利用が可能になったことを通知した時点）をもって本サービス利用契約がお客様と当社との間で成立し、お客様は、本サービス及び本サービスサポートを利用することが可能となります。
 6. 本サービスの利用可能期間は、本サービスのそれぞれについて、前項に基づき本サービス利用契約が成立した日から開始し、第 14 条に基づき本サービス利用契約が終了するまで継続します。
 7. 当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、第 1 項の利用申込を承諾せず、拒否することができるものとし、その場合、拒否の理由についてお客様に開示する義務を一切負いません。
 - (1) お客様が利用申込にあたって当社に提供した情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
 - (2) 個人事業主であるお客様が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合。
 - (3) お客様が手数料等及びこれに係る消費税等の支払いを怠るおそれがある場合。
 - (4) 前号のほかお客様が本利用規約に違反するおそれがある場合。
 - (5) 第 4 項の書留郵便等がお客様に到達しなかった場合。
 - (6) お客様、お客様の取締役、執行役その他の役員、お客様の無限責任を負う社員若しくは組合員又はお客様を実質的に支配する者が現在若しくは過去 5 年間において反社会的勢力であり若しくはあった場合、又は、現在若しくは過去 5 年間において反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係があり若しくはあったと当社が判断した場合。
 - (7) お客様が過去に bizsky 規約その他当社との間の何らかの契約に違反した者であるか又はその関係者であると当社が判断した場合。
 - (8) お客様が bizsky 利用規約第 15 条【解約・登録抹消等】第 2 項に定める措置を過去に受けたことがある場合。
 - (9) その他、当社がその任意の裁量によりお客様による本サービスの利用を適当でないとして判断した場合。

第 5 条（担当者の権限）

1. 担当者がその権限の範囲内で本サービスを利用するためには、各自に設定された bizsky アカウントにより、本サービスサイトのお客様専用ページにログインする必要があります。ただし、申込者が本サービスの利用を開始するために最初に本サービスサイトのお客様専用ページにログインするには、第 4 条第 4 項ただし書きに基づき確認コードの通知を省略した場合を除き、bizsky アカウントのほか、確認コードの入力が必要となります。
2. 担当者が本サービスサイトのお客様専用ページにログインできる時間帯は、銀行営業日のうち当社が別途定めたとうえで本サービスマニュアル又は本サービスサイトに掲載する時間帯（以下「利用可能時間帯」といいます。）に限られるものとします。
3. 団体のお客様は、承認者を通じて、本サービスサイト内において、利用可能時間帯に、当社の定める方法及び手続きにより、担当者を登録し又は抹消することができます。本

給与振込サービスにおいて担当者を登録する場合、総務の権限を有する担当者（以下「総務担当者」といいます。）と経理の権限を有する担当者（以下「経理担当者」といいます。）のいずれかを選択するものとします。なお、承認者が担当者としてユーザー以外の者を登録しようとする場合、当社の定める方法及び手続きにより、その者について新たに bizsky アカウントを設定し、ユーザーとして登録しなければならないものとします。

4. 団体のお客様は、承認者を通じて、本サービスサイト内において、利用可能時間帯に、当社の定める方法及び手続きにより、担当者の中から他の承認者を登録し又は抹消することができます。なお、承認者が他の承認者として担当者以外の者を登録しようとする場合、担当者の権限も当然に付与されます。また、承認者が他の承認者としてユーザー以外の者を登録しようとする場合、当社の定める方法及び手続きにより、その者について新たに bizsky アカウントを設定し、ユーザーとして登録しなければならないものとします。
5. 担当者（本給与振込サービスにおいては、総務担当者に限ります。）は、本サービスにおいて、次の各号の権限を実行することができます。
 - (1) 振込情報の入力・登録・確定
 - (2) 確定振込情報の承認依頼
 - (3) 承認振込情報に係る振込依頼
 - (4) 振込履歴の確認
 - (5) その他当社が定める権限また、本給与振込サービスにおける経理担当者は、振込情報の確定、承認振込情報に係る振込依頼その他当社が定める権限に限り実行することができます。
6. 承認者は、前項各号に定める権限のほか、確定振込情報の承認、承認振込情報に係る振込依頼のキャンセル、担当者の登録及び抹消、他の承認者の登録及び抹消、事業所情報（返金用口座を含みます。）の登録及び変更、本サービスの利用終了、その他本サービス内のすべての権限を実行することができます。なお、返金用口座の登録及び変更その他当社が別途定める事項については、当社にて審査のうえ、これを承認するか否かを決定することができるものとします。

第6条（振込事務委託の申込み）

1. お客様は、個別の支払いに係る振込事務を当社に委託しようとする場合、本サービスサイト内において、利用可能時間帯に、当社の定める方法及び手続きにより、その振込情報を入力・登録するものとします。お客様が当社に対して委託できる振込事務は、日本円による国内送金に限られるものとし、振込情報には、次の各号に定める情報を含めることができません。
 - (1) 国外の金融機関を振込先口座とする情報
 - (2) 日本円以外の通貨を振込金額とする情報
 - (3) 非居住者の円預金口座を振込先口座とする情報
2. お客様は、本サービスサイト内において、利用可能時間帯に、当社の定める方法及び手続きにより、前項に基づき登録された振込情報に振込予定日を付与することをもって、振込情報を確定させ、確定振込情報にするものとします。
3. お客様は、前項に基づく確定振込情報に係る振込を承認する場合、承認者を通じて、本サービスサイト内において、利用可能時間帯に、当社の定める方法及び手続きにより、

確定振込情報を承認するものとします。

4. お客様は、前項に基づく承認振込情報に係る振込事務を当社に委託しようとする場合、本サービスサイト内において、利用可能時間帯に、当社の定める方法及び手続きにより、承認振込情報に係る振込依頼を行います。お客様が特定の承認振込情報について振込依頼を行うことができる期間は、当社が別途定める期間とします。
5. お客様は、前項に基づく振込依頼が完了し、承認振込情報が振込依頼情報として表示されていることを、本サービスサイト内で利用可能時間帯に確認するものとします。当社は、前項に基づく振込依頼が通信障害その他の事由により反映されず完了しなかった場合でも、いかなる責任も負いません。
6. お客様は、承認者を通じて、本サービスサイト内において、利用可能時間帯に、当社の定める方法及び手続きにより、振込依頼情報に係る振込依頼をキャンセルすることができます。お客様が振込依頼情報に係る振込依頼をキャンセルすることができる期間は、本サービスのそれぞれについて、振込依頼が確定する時点として当社が別途定められた本サービスマニュアルに掲載する時点（以下「振込依頼確定時点」といいます。）までとします。
7. お客様は、特定の振込予定日に係る振込依頼情報を確認し、振込依頼確定時点までに、その必要資金を、振込送金の方法により振込資金専用口座に入金するものとします。入金に必要な振込手数料はお客様の負担とします。
8. 特定の振込予定日に係る振込依頼情報について、前項の必要資金の入金がなされたときに、お客様は、当社に対し、当該振込依頼情報に基づく振込事務の委託の申込みを行ったものとし、当社は、お客様に対して当該必要資金を返金する義務を負わないものとします。
9. 特定の振込予定日に係る振込依頼情報の必要資金が第 7 項に従って振込依頼確定時点までに入金されなかった場合（振込資金専用口座に入金された金額が必要資金に不足する場合を含みます。なお、不足額の多寡を問いません。）、当該振込依頼情報に係る振込事務の委託の申込みは、その効力を生じないものとし、当社は、当該振込事務を代行しません。この場合、当社は、当該振込事務を代行しないことについて、いかなる責任も負いません。なお、必要資金の入金の有無は、振込依頼確定時点における振込資金専用口座の残高をもって判断するものとし、当社は、お客様が他の振込予定日に係る振込依頼情報への充当を当社に明示又は通知した場合を含め、お客様の意思に一切拘束されません。

第 7 条（本入力代行サービスのオプション利用）

1. お客様は、本サービスサイト（本総合振込サービスに係るものに限り、以下本条において同じとします。）内において、当社の定める方法及び手続きにより、お客様が選択する個別の支払い（給与の支払いを除きます。以下本条において同じとします。）に係る振込情報の入力・登録について、本入力代行サービスを利用することができます。
2. お客様は、個別の支払いに係る振込情報の入力・登録について、本入力代行サービスを利用しようとする場合、当社に対し、当該支払いに係る請求書その他の証憑（以下「証憑類」といいます。）を、当社所定の送信票とともに、当社が指定する住所及び宛名にて送付するものとします。送信票は、本サービスサイト内において、利用可能時間帯に、当社の定める方法及び手続きにより作成し、お客様の商号又は名称、証憑類の件数（証憑類が複数枚に亘る場合であってもスキャンすべき枚数が 1 枚の場合は 1 件とカウ

トします。)、証憑類の返送先住所、顧客 NO その他当社が指定する情報が記載されるものとします。

3. 前項の証憑類の送付は、お客様の責任において行われるものとし、当社は、証憑類の不到達について、いかなる責任も負いません。また、前項の証憑類の送付に係る送料はお客様の負担とします。ただし、重量超過等により不足した送料がある場合、当社はこれを負担したうえで帳票類を受領のうえ、当社が負担した不足額を、入力代行手数料とともにお客様に請求することができるものとします。
4. お客様が当社に対して本入力代行サービスを委託できる振込情報は、日本円による国内送金に限られるものとし、当社に送付する証憑類には、次の各号に定めるものを含まることができません。
 - (1) 国外の金融機関を振込先口座とする支払いを記載した証憑類
 - (2) 日本円以外の通貨を振込金額とする支払いを記載した証憑類
 - (3) 非居住者の円預金口座を振込先口座とする支払いを記載した証憑類
5. 当社は、第 2 項に基づいて受領した証憑類をスキャンし、当社指定フォーマットの画像データを生成のうえ、本サービスサイト内のお客様専用ページにアップロードするとともに、当該証憑類に記載された情報に基づき、振込情報を当該お客様専用ページに入力・登録するものとします。
6. お客様は、前項に基づき登録された振込情報を確認のうえ、前条第 2 項に基づき、振込情報に振込予定日を付与することをもって、振込情報を確定させ、確定振込情報にするものとし、本項に基づく確定振込情報には、以後、前条第 3 項以下が適用されるものとします。
7. お客様は、第 5 項に基づいてアップロードされた証憑類の画像データとともに、登録された振込情報の正確性を、自らの責任で確認しなければならないものとし、当社は、振込情報に誤りが存在したことによる責任を一切負わないものとします。
8. 第 5 項に基づき登録された振込情報の誤りについて当社が何らかの賠償又は補償責任を負うとされた場合であっても、当社の責任の範囲は、誤りのあった振込情報についてお客様から受領した入力代行手数料の金額を上限とし、お客様は、当社に対し、本項に定める上限額を超えるいかなる請求も行うことができないものとします。
9. 当社は、本入力代行サービスによる振込情報の登録が完了した証憑類を、当社に送付された送信票ごとに取り纏め、送信票とともにお客様が指定した返送先住所宛てに送付します。ただし、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、証憑類の不到達について、いかなる責任も負いません。
10. 前項の証憑類の送付に係る送料はお客様の負担とし、入力代行手数料とともにお客様に請求するものとします。
11. 当社は、本入力代行サービスによる振込情報の登録が完了し、お客様に返送された証憑類に係る入力代行手数料及びこれに係る消費税等を、第 3 項ただし書き及び前項の送料とともに、第 9 項の返送手続完了後、お客様に請求します。請求方法は、当社が別途定める方法によるものとします。
12. お客様は、前項に基づき請求された金額を、当社が別途定める方法（当社による振込資金専用口座からの振替を含みます。）により支払うものとします。

第 8 条（振込事務委託の申込みの承諾）

1. 当社は、特定の振込予定日に係る振込依頼情報について、その必要資金が振込依頼確定

時点で振込資金専用口座に入金されていること（振込資金専用口座に入金された金額が必要資金を超過する場合を含みます。）を当社が確認できたことをもって、第6条第8項に基づく申込みを承諾し、本サービス個別契約が成立するものとします。ただし、当社は、振込資金専用口座への特定の振込について、振込資金専用口座への振込名義人とお客様から当社に申告された振込名義人とが異なる場合、当該振込がなかったものとして、必要資金の入金の有無を判断することができるものとします。

2. 特定の振込予定日に係る振込依頼情報について本サービス個別契約が成立した場合、お客様は、当社に対し、当該振込依頼情報に係る振込事務を代行する代理権限を付与したものとみなされ、当社は、当該振込予定日に当該振込依頼情報に係る振込を振込実施金融機関が実行するよう、お客様からの委託に基づき、お客様のために、当該振込依頼情報に係る振込事務を代行するものとします。
3. お客様は、本サービス個別契約が成立した後は、これを解除することができないものとします。
4. 当社は、第2項に基づいて代行した振込事務に係る手数料及びこれに係る消費税等を、振込事務の代行完了後、お客様に請求します。請求方法は、当社が別途定める方法によるものとします。
5. お客様は、前項に基づき請求された金額を、当社が別途定める方法（当社による振込資金専用口座からの振替を含みます。）により支払うものとします。

第9条（資金の信託保全）

当社は、振込資金専用口座に入金された必要資金を振込実施金融機関に対して信託することにより、前条第2項に基づく振込が実行されるまでの間、必要資金を保全する措置をとるものとします。この場合の信託は、当社を委託者、お客様を受益者、振込実施金融機関を受託者とし、お客様が必要資金を振込送金の方法により振込資金専用口座に入金することにより行われるものとします。

第10条（振込エラー）

1. 当社は、振込事務を代行したにもかかわらず、振込実施金融機関から振込依頼情報に基づく振込を行えなかった旨の通知を受けたときは、お客様に対し、本サービスサイトを通じて振込エラーを通知するとともに、組戻手数料を収受するものとします。お客様は、適宜、本サービスサイトにおいて、振込エラーの有無を確認する義務を負うものとし、当社は、お客様に対し、これ以外の方法により振込エラーを通知する義務を負わないものとします。なお、一度振込エラーとなった振込依頼情報については、その振込予定日内の当社が定める時点までに限り、担当者の権限において、振込先口座の訂正及び再度の振込依頼を実行できるものとしますが、振込予定日に振込が実行されることは一切保証されないものとします。
2. 前項の場合、当社がかかる振込エラーについていかなる責任も負わないものとし、お客様は、自らの責任で振込先と交渉を行い対処するものとします。
3. 当社が振込エラーについて何らかの賠償又は補償責任を負うとされた場合であっても、当社の責任の範囲は、不能となった個々の振込についてお客様から受領した手数料の金額を上限とし、お客様は、当社に対し、本項に定める上限額を超えるいかなる請求も行うことができないものとします。
4. 組戻手数料及びこれに係る消費税等の請求方法及び支払方法は、当社が別途定める方

法（当社による振込資金専用口座からの振替を含みます。）によるものとします。

第 11 条（返金）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、お客様に対し、次項及び第 3 項に従った返金手続を行うよう求めることができます。
 - (1) 特定の振込予定日に係る振込依頼情報について、振込依頼確定時点までに振込資金専用口座に入金された金額が必要資金に不足したことにより、振込事務の委託の申込みが効力を生じなかった場合。
 - (2) 振込資金専用口座の残額が、登録されている未実行の振込依頼情報に表示された必要資金を超過していた場合。
 - (3) 当社が振込事務を代行して振込実施金融機関に依頼した特定の振込について、振込実施金融機関から、振込エラーの通知を受けて振込金額の返還を受けた場合（ただし、前条第 1 項なお書きに基づいて再度の振込依頼があり、その振込予定日に振込が実行された場合を除きます。）。
 - (4) 本サービスのいずれかに係る本サービス利用契約及び本サービス個別契約の全部が終了した時点において、当該本サービスに係る振込資金専用口座に残高がある場合。
2. 前項に基づき当社がお客様に対して返金手続を行うよう求めた場合、お客様は、直ちに、本サービスを利用して、返金のための振込事務を当社に委託するものとし、第 6 条に準じて、返金に係る振込情報を登録・確定・承認のうえ、振込依頼を行うものとします。この場合の振込情報は、支払先をお客様、振込先口座を返金用口座、請求金額・振込金額を次項に定める返金額又はその範囲内で当社が指定する金額とし、振込情報を確定する際の振込予定日は振込情報作成日の翌銀行営業日若しくは翌々銀行営業日（又は別途当社が指定する日）とするものとします。
3. 第 1 項各号のいずれかに該当する場合のお客様に対する返金額は、次の各号の金額又はその範囲内で当社が指定する金額とします。振込手数料は、お客様の負担とします。
 - (1) 第 1 項第(1)号の場合、振込資金専用口座に入金された金額から、未払いの手数料等（返金手数料を含みます。）及びこれに係る消費税等その他の未払債務を控除した金額。
 - (2) 第 1 項第(2)号の場合、振込資金専用口座の残額のうち、必要資金を超過する部分の金額から、未払いの手数料等（返金手数料を含みます。）及びこれに係る消費税等その他の未払債務を控除した金額。
 - (3) 第 1 項第(3)号の場合、振込エラーとなった振込金額から、未払いの手数料等（組戻手数料及び返金手数料を含みます。）並びにこれらに係る消費税等その他の未払債務を控除した金額。
 - (4) 第 1 項第(4)号の場合、振込資金専用口座の残高から、未払いの手数料等（返金手数料を含みます。）及びこれに係る消費税等その他の未払債務を控除した金額。
4. 第 1 項に基づき当社がお客様に対して返金手続を行うよう求めたにもかかわらず、お客様が第 2 項に従って返金のための振込事務を当社に委託しない場合、当社は、お客様に代わって、お客様のために、第 2 項に定める手続きを実行し、お客様に対して前項に定める金額を返金することができます。
5. お客様は、承認者を通じて、振込資金専用口座の残高のうち、本サービス個別契約が成立した振込依頼情報に係る必要資金の金額を超過する部分について、その全部又は一

部を返金するよう、当社に依頼することができます。この場合の返金依頼の手続きは、第2項に準じます。

6. 前項に基づくお客様に対する返金額は、前項に定める範囲内でお客様が指定した金額から、未払いの手数料等（返金手数料を含みます。）及びこれに係る消費税等その他の未払債務を控除した金額とします。振込手数料は、お客様の負担とします。
7. 当社は、本条に基づいて行った返金に係る返金手数料及びこれに係る消費税等を、返金手続完了後、お客様に請求します。請求方法は、当社が別途定める方法によるものとします。
8. お客様は、前項に基づき請求された金額を、当社が別途定める方法（当社による振込資金専用口座からの振替を含みます。）により支払うものとします。
9. 当社がその任意の裁量により別途承認しない限り、お客様に対する返金は、登録された返金用口座に対してのみ行います。お客様が返金用口座の変更を申請した場合であっても、当社による返金用口座の変更登録が完了しない限り、お客様に対する返金は、登録された従前の返金用口座に対して行うものとします。

第12条（本サービスサポートの利用）

1. 当社は、お客様に対し、本サービスの利用可能期間中、無償で本サービスサポートを提供します。
2. 本サービスサポートの提供時間は、銀行営業日のうち当社が別途定める時間帯とし、本サービスサポートのために使用するお問い合わせフォーム及びチャットは、本サービスサイト上に実装されるものとします。
3. 当社は、お客様に対し、本サービスサポート以外に、本サービスのサポートに係るサービスを提供する義務を負いません。また、本サービスについて本サービスサポート以外にサポートに係るサービスをお客様が当社に依頼する場合、当社の対応が可能な範囲内で書面により合意した場合に限り、有償により別途対応するものとします。

第13条（本サービス又は本サービスサポートの内容の変更又は終了）

1. 当社は、当社の任意の判断により、お客様に通知したうえで、お客様が利用している本サービス又は当該本サービスに係る本サービスサポート若しくは本サービスマニュアルの内容を変更し又はそれらの全部若しくは一部の提供を終了することができます。
2. 当社は、前項に基づく本サービス、本サービスサポート又は本サービスマニュアルの内容変更又はそれらの全部若しくは一部の提供終了を、その通知と同時にを行うことができるものとし、猶予期間を設ける義務を一切負いません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に起因又は関連してお客様に生じた損害、損失又は費用について、一切の責任を負いません。

第14条（終了）

1. お客様は、お客様が利用している本サービスに係る振込資金専用口座の残高がゼロである場合に限り、当社の定める方法及び手続きにより、当該本サービスに係る本サービス利用契約を解約し、当該本サービスの利用を終了することができます。
2. 当社は、bizsky 利用規約第15条第2項の定めに従い、本サービス利用契約及び本サービス個別契約を解約することができます。また、当社は、お客様が本サービスを継続して6か月間利用しなかった場合、当該本サービスに係る本サービス利用契約及び本

サービス個別契約を解約することができます。

3. 当社が前条第 1 項に基づいて本サービスの全部の提供を終了した場合、当該本サービスに係る本サービス利用契約及び未履行の本サービス個別契約は当然に終了します。
4. お客様が利用している本サービスに係る本サービス利用契約の終了時点において存続する未履行の本サービス個別契約（当該本サービスに係るものに限り、第 2 項又は前項に基づいて解除され又は終了したものを除きます。）がある場合、当該本サービス利用契約の定めが引き続き適用されるものとします。
5. 当社は、本サービス利用契約の終了によっても、既に支払済みの手数料等及びこれに係る消費税等をお客様に返還する義務を一切負いません。
6. 本サービス利用契約の終了時においてお客様が当社に対して負っている当該本サービス利用契約に基づく債務がある場合、お客様は、当該債務のすべてについて当然に期限の利益を失い、直ちに支払うものとします。

第 15 条（再委託）

当社は、本サービス又は本サービスサポートの全部又は一部を自己の責任と負担において第三者に委託することができるものとします。

第 16 条（お客様の責務）

1. 本サービス利用契約の違反その他お客様の責めに帰すべき事由により本サービスの利用に起因又は関連して当社に損害、損失又は費用が生じた場合、お客様は、その損害、損失及び費用を賠償又は補償する義務を負います。
2. 当社は、振込情報（確定振込情報、承認振込情報及び振込依頼情報を含みます。以下同じとします。）に含まれる振込先口座の口座名義、口座番号等、振込情報の内容の真偽を確認する義務を負わず、お客様において、その正確性を確認する義務を負うものとします。
3. 振込情報は、当社が別途定める期間が経過した時点をもって、本サービスサイトから削除されます。本サービスサイト内の振込情報に係るデータの保存及びバックアップは、お客様の責任とします。当社は、当該データの破壊、滅失、消失、紛失又は盗難による損害、損失若しくは費用又はそれらにより発生し得るお客様の逸失利益又は機会損失について、いかなる補償もしません。
4. 当社は、お客様と振込先その他の第三者との取引関係について生じた事由について調査・確認する義務を負わず、お客様は、当社に対し、お客様と振込先その他の第三者との間で生じた事由を主張することはできないものとします。
5. お客様と振込先その他の第三者との間で紛争が生じた場合、お客様はその責任においてこれに対処するものとし、当社はこれについて一切の責任を負わないものとします。
6. お客様は、本サービスの利用中に、本サービス又は本サービスサイトに何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
7. お客様は、本サービスの利用において、社会的に不相当な取引、違法な取引又は公序良俗に反する取引に関連し、振込事務の委託を行ってはならないものとします。
8. お客様が自らの顧客の振込事務を代行するために本サービスを利用する場合、お客様は、自らの責任において、顧客に係る本人確認、本人確認記録の作成及び取引記録の作成を行います。ただし、本給与振込サービスを利用するお客様は、自らの従業員に対する給与の支払いのためにのみ本給与振込サービスを利用するものとし、自らの顧客そ

の他第三者の従業員に対する給与の支払いのために本給与振込サービスを利用することはできません。また、本給与振込サービスのための必要資金の振込資金専用口座への入金及び確定振込情報の承認は、お客様が自らのために行うものとし、

9. お客様は、当社が求めた場合、お客様及びその顧客の本人確認資料等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条に定める事項を確認するために必要な書類を意味します。以下同じとします。）を提示するものとし、お客様は予め顧客からそのことの同意を得ておくものとし、なお、提示を受けた本人確認資料等については、お客様に返還いたしません。
10. 当社と振込実施金融機関との間の信託契約の定めに基づきお客様が振込実施金融機関から必要資金の償還を受ける場合、お客様は、振込実施金融機関が指定する本人確認書類等を提出するものとし、
11. お客様は、本給与振込サービスの利用を開始する前に、従業員からの同意取得、労使協定の締結その他本給与振込サービスによる給与の口座振込に必要な一切の行為及び手続きを履践するものとし、当社は、お客様がこれらを履践しなかったことに起因又は関連してお客様に生じた損害、損失又は費用について、一切の責任を負いません。

第 17 条（通知義務）

1. お客様は、商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、電話番号、申込者の氏名若しくは住所、返金用口座その他本サービス利用契約における届出事項に変更がある場合は、当社の定める方法及び手続きにより、当社に対し、速やかに通知するものとし、
2. お客様が前項の通知を怠ったため、当社からお客様に対してなされた通知又は送付された書類等が延着又は不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなし、お客様が前項の通知を怠ったために生じた損害について、当社はその責任を負わないものとし、

第 18 条（本サービスサイトの作動）

1. 当社は、本サービスサイトについて、正常な稼働環境のもとで本サービスマニュアルに合致して作動することのみを保証するものとし、これに違反した場合、本サービスマニュアルに合致して作動するよう本サービスサイトを修補するものとし、
2. 前項にかかわらず、前項の違反が軽微であって、その修補に過分の費用を要する場合、当社は、前項の責任を負わないものとし、
3. 本条は、本サービスサイトについて当社がお客様に負う一切の責任を規定したものであり、当社は、お客様その他第三者に対し、本条以外に、本サービスサイトについていかなる責任も負わないものとし、

第 19 条（お客様又はその顧客に係る資料の開示等）

1. bizsky 利用規約第 19 条及び第 20 条にかかわらず、振込先又は振込先の金融機関から、振込人の確認を目的として、お客様又はその顧客の名称の開示を求められた場合、当社がお客様又はその顧客の名称のみ開示ができることをお客様は予め同意し、その顧客から予め同意を得ておくものとし、
2. bizsky 利用規約第 19 条及び第 20 条にかかわらず、法令、行政規則又は行政庁若しくは裁判所の判決、決定若しくは命令に基づいて、官公庁、振込実施金融機関又は振込先の金融機関からお客様又はその顧客に係る資料の提出を求められた場合、当社がこれ

に依じるとともに、開示先が自ら又はその親会社の役職員、弁護士、会計士、税理士、不動産鑑定士、格付機関、コンサルタントその他の外部専門家に開示することを許諾することができることについて、お客様は予め同意し、その顧客から予め同意を得ておくものとします。

3. bizsky 利用規約第 19 条及び第 20 条にかかわらず、当社が、官公庁、振込実施金融機関又は振込先の金融機関より、振込情報、返金用口座の情報、振込資金専用口座の情報、その他振込事務の委託又は返金用口座への返金に関する情報又は資料の提出を求められた場合、当社は、これに依じるとともに、開示先が自ら又はその親会社の役職員、弁護士、会計士、税理士、不動産鑑定士、格付機関、コンサルタントその他の外部専門家に開示することを許諾することができるものとし、お客様は、当社に対して、情報又は資料の提出その他一切の協力をを行うものとします。

第 20 条（当社の免責）

1. 通信機器・回線又はコンピュータ等の障害、電話の不通その他当社の責めに帰すことのできない事由により、お客様が本サービスサイトに接続できなかった場合又は当社の義務の履行が遅延し若しくはその履行が不能となった場合、当社はそれによってお客様に生じた損害について責任を負わないものとします。
2. 当社が本利用規約に基づいて振込依頼情報に係る振込事務を代行し又は振込資金の全部若しくは一部をお客様が指定する返金用口座に返金する処理を行ったにもかかわらず、次の各号に定める事由に起因して振込事務の代行又は振込の不能、遅延等が生じた場合であっても、それによってお客様に生じた損害、損失又は費用について、当社は責任を負わないものとします。
 - (1) 災害、事変、輸送途中の事故又は裁判所その他の公的機関の措置
 - (2) 端末機、通信回線又はコンピュータの障害等
 - (3) 被仕向銀行の責めに帰すべき事由
 - (4) その他当社の責めによらない事由
3. 前項のほか、当社は、振込実施金融機関の責めに帰すべき事由により振込の不能、遅延等が生じた場合であっても、それによってお客様に生じた損害、損失又は費用について、責任を負わないものとします。
4. 振込資金専用口座に対する入金、振込名義人の如何を問わず、お客様からの振込とみなされるものとし、当社は、振込名義人について確認する義務を負いません。ただし、当社は、振込資金専用口座への特定の振込について、振込資金専用口座への振込名義人とお客様から当社に申告された振込名義人とが異なる場合、当該振込がなかったとみなして本利用規約を適用することができるものとします。
5. 振込資金専用口座に対する入金、振込名義人がお客様名義でなかったこと又は振込資金専用口座に対して現実に入金を行った者がお客様でなかったことによってお客様又は第三者に生じた損害、損失又は費用について、当社は責任を負わないものとします。
6. 当社は、第 19 条の開示を行ったことによってお客様に生じた損害、損失又は費用について、責任を負わないものとします。

2016 年 7 月 15 日制定
2016 年 8 月 22 日改訂
2022 年 12 月 4 日改訂